○埼玉県警察サイバー学生ボランティア運用要領

令和８年３月９日

サ 対 第 １０５ 号

警 察 本 部 長

埼玉県警察サイバー学生ボランティアの運用要領について（通達）

みだしのことについては対号通達に基づき運用してきたところであるが、埼玉県警察サイバー学生ボランティアの拡大及び活性化に関する更なる取組を推進すべく、別添により運用することとしたから、誤りのないようにされたい。

なお、対号通達は廃止する。

別添

埼玉県警察サイバー学生ボランティア運用要領

第１　趣旨

この要領は、埼玉県警察サイバー学生ボランティア（以下「サイバー学生ボランティア」という。）の運用について、必要な事項を定めるものとする。

第２　用語の定義

この要領における用語の意義は、令和８年３月９日付けサ対第102号「インターネット上の違法情報及び有害情報の排除総合対策の推進について（通達）」に定めるところによる。

第３　呼称

サイバー学生ボランティアの呼称を「サイバースペースガーディアンズ」とする。

第４　活動

サイバー学生ボランティアの活動は、次に掲げるとおりとする。

(1)　サイバーパトロール

サイバー空間における違法情報及び有害情報（令和８年３月９日付けサ対第103号「インターネット上の違法情報及び有害情報に関する削除依頼実施要領について（通達）」に定めるものをいう。以下同じ。）の氾濫を抑止するため、サイバーパトロールにより発見した違法情報又は有害情報に関し、インターネット・ホットラインセンター又は関係機関に通報を行うこととする。ただし、人の生命、身体及び財産に重大な危害を及ぼ

すおそれのある犯行予告、爆破予告、自殺予告等の緊急を要する情報を発見した場合は、110番通報をすることとする。

(2)　広報啓発活動

サイバー犯罪の被害防止及びインターネット利用時の規範意識向上のため、警察と連携し、防犯キャンペーン等を行うこととする。

(3)　教育活動

サイバー犯罪の被害を防止するため、警察と連携し、サイバー空間の実態及び危険性の周知並びに必要な対策に係る講習等を行うこととする。

第５　登録

１　手続

生活安全部サイバー局サイバー対策課長（以下「サイバー対策課長」という。）は、活動を希望する個人又は団体が２(1)又は(2)に掲げる要件を全て満たすと認められるときは当該個人又は団体をサイバー学生ボランティアとして登録するものとする。ただし、登録対象者又は団体が多数に上る場合は、登録を制限することができるものとする。

２　登録要件

(1)　個人

ア　原則として、埼玉県内に所在する大学等（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき設置する大学、大学院、短期大学及び専修学校（専門課程に限る。）をいう。以下同じ。）に在学し、又は埼玉県内に居住し、埼玉県外の大学等に在学する学生であること。

イ　サイバー空間の防犯活動に意欲及び熱意があること。

ウ　心身ともに健康で、人格及び行動が他の模範となる者であり、サイバー学生ボランティアとしての適格性を欠く事情がないこと。

(2)　団体

ア　原則として、埼玉県内に所在する大学等、高等学校又は中等教育学校（後期課程に限る。）に在学する学生又は生徒２人以上により構成される団体であること。

イ　前記アの団体を構成する学生又は生徒の在学校の教員を団体に係る代表者として登録すること。

ウ　前記アの団体を構成する学生又は生徒がサイバー空間の防犯活動に意欲及び熱意があること。

３　期間

登録した日を起算日として登録を解除する日までとする。

４　団体を構成する学生又は生徒の把握

サイバー対策課長は、前記１により登録した団体に係る代表者と連携を取り、当該団体を構成する学生又は生徒を把握することとする。

第６　解除

サイバー対策課長は、サイバー学生ボランティアに登録した個人又は団体が次に掲げる要件のいずれかに該当することとなった場合は、登録を解除することができる。この場合において、解除は、本人、本人の代理人又は団体の代表者に通知して行うこととする。

(1)　本人又は団体の代表者から解除の申出があったとき。

(2)　個人にあっては前記第５の２(1)に掲げる要件のいずれか、団体にあっては前記第５の２(2)の要件のいずれかに該当しないことが明らかになったとき。

(3)　サイバー学生ボランティアの活動に適さない事由があると認めたとき。

(4)　刑罰法令に触れる行為があったとき。

第７　遵守事項

サイバー対策課長は、サイバー学生ボランティアに対して、次に掲げる事項について登録期間中のみならず、登録の解除後にあっても遵守するよう指導するものとする。

(1)　活動により知り得た秘密をもらしてはならない。

(2)　サイバー学生ボランティアの信用を傷つける行為をしてはならない。

(3)　活動により知り得た個人のプライバシーに関する情報及びメールアドレス等は慎重に取扱い、その保護と秘匿について十分配意しなければならない。

第８　研修

サイバー対策課長は、サイバー学生ボランティアに対し、活動に必要な知識及び技能を習得させるため、研修を行うものとする。

第９　事務

サイバー学生ボランティアに関する事務は、生活安全部サイバー局サイバー対策課において処理するものとする。